

オープンファシリティセンター 低温室（大学1号館411号室）の利用ルール

低温室の利用にあたり、利用者は共有施設の運用に協力し、十分な安全性を確保するために以下の事項を遵守しなければならない。

1. 低温室の実験台の利用を開始する場合は、年度ごとに「オープンファシリティセンター 低温室（実験台）利用申請書」（様式12）を提出し、許可を得る必要がある。実験台は、基本的に14区画（区画番号1~14、幅約75cm x 奥行60cm、電源口1つ）に分け、1研究室1区画で貸し出す。ただし、使用希望研究室が14を超えた場合は、1区画を複数の研究室で使用する場合があります。または、1区画面積を小さくし、実験台を再配分する。実験台の使用期限は年度単位とする（申請書を提出で更新可能）。一部の実験台は、オープンファシリティセンターの受託研究スペースとして使用する。
2. 研究サンプルや研究試薬などの保存場所としての利用を開始する場合は、年度ごとに「オープンファシリティセンター 低温室（保管）利用申請書」（様式13）を提出し、許可を得る必要がある。実験台の下を保存場所として使用し、28区画（区画番号1~28、幅約75cm x 奥行60cm x 高さ約35cm、または幅約35cm x 奥行60cm x 高さ約70cm）に分け、1研究室1区画で貸し出す。ただし、使用希望研究室が28を超えた場合は、1区画を複数の研究室で使用する場合があります。または、1区画面積を小さくし、保管場所を再配分する。使用期限は年度単位とする（申請書を提出で更新可能）。保管物などには、必ず所属、氏名を明記すること。明記のない保管物は撤去・処分する。一部の保管場所は、オープンファシリティセンターの受託研究スペースとして使用する。
3. 指定した場所以外を保管場所として使用することを禁止する。しかし申請により、緊急避難用の一時的な保管場所としての使用を許可する。
4. 低温室に機器類を持ち込む場合は、「オープンファシリティセンターへの機器・備品持込票」（様式11）を提出し、許可を得る必要がある。持込機器・使用器具などには、必ず所属、氏名を明記すること。明記のない機器・器具などは撤去・処分する。
5. 低温室の使用前に室内の非常ベルの場所と使い方を確認すること。

6. 入室の際には使用簿に利用記録を記入すること。また、低温室内の温度を確認し、異常があった場合は直ちに担当者または大学施設部へ報告しなければならない。
7. 低温室は過酷な環境であるため、少しでも体調に不安がある場合は、使用を控えること。低温室内では利用者の判断により、防寒具などを着用すること。体調不良を感じた場合は作業を中断し、ただちに退室すること。
8. 低温室内は気密性が高いため、常に窒息、引火、爆発などの恐れがあることを理解し、その防止に務めなければならない。特に液体窒素やドライアイスなどの揮発性物質、アルコール類や燃料などの揮発性物質の使用は禁止とする。その他、冷却装置や人体などへ悪影響を及ぼす恐れのある揮発性物質や粉塵性物質などの持ち込みを禁止する。
9. 大腸菌などの遺伝子組み換え生物、病原体やそれらを含む感染性物質などを持ち込むことを禁止する。
10. 17時から翌日8時45分までの時間帯と休日の低温室の利用は、オープンファシリティセンター担当教員による対応ができない場合があるため極力避けること。止むを得ず利用する場合は、安全を確保する手段を講じた上で、利用者の個人の責任で使用する。
11. 低温室使用後は、必ず室内を消灯すること。
12. 低温室に設置されているガラス窓は、外部から室内の状況を確認できるようにするために塞いではならない。
13. 冷却機器の故障やその他の要因により発生した機器類・研究サンプル・試薬などの損害については、オープンファシリティセンターは一切補償など行わない。
14. 藤田医科大学オープンファシリティセンター規定施行内規、低温室の利用ルール及び担当者の指示などを遵守しない場合は、使用禁止の措置をとる場合がある。